資料３

徳島県福祉サービス第三者評価
個別サービス評価基準

【放課後児童クラブ版】

判断基準、評価の着眼点、
評価基準の考え方と評価の留意点

（　１８ 項目　）

令和８年　　月　　日策定
徳島県保健福祉部地域共生推進課

目　次

Ａ－１　育成支援

Ａ－１－（１）子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備

A1 A-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。.... 1

Ａ－１－（２）放課後児童クラブにおける育成支援

A2 A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。 3

A3 A-1-(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。 5

Ａ－１－(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援

A4 A-1-(3)-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。 7

A5 A-1-(3)-② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。.... 9

A6 A-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。.... 11

A7 A-1-(3)-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。 13

A8 A-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。..... 15

Ａ－１－(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援

A9 A-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。 17

A10 A-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。 19

A11 A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。 21

Ａ－１－(5) 適切なおやつや食事の提供

A12 A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。..... 24

A13 A-1-(5)-② 食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。..... 26

Ａ－１－(6) 安全と衛生の確保

A14 A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。 28

A15 A-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。..... 31

Ａ－２　保護者・学校との連携

A-2-(1) 保護者との連携

A16 A-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。 33

A-2-(2) 学校との連携
A17 A-2-(2)-① 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。. 35

Ａ－３ 子どもの権利擁護
A-3-(1) 子どもの権利擁護
A18 A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。. 37

A-1 育成支援

A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備

A① A-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。

【判断基準】

a)子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。

b)子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備しているが、十分ではない。

c)子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備していない。

評価の着眼点

□生活の場としての機能を満たすための設備及び備品等を備えている。

□遊びを豊かにするために必要な遊具及び図書を備えている。

□発達段階に応じた遊びと生活の環境を備えている。

□体調が悪いときなどに静養できるスペースが確保されている。

□自習等の学習活動ができる環境を整えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、放課後児童クラブが、子どもが安心して過ごせる生活の場となるための取組・工夫について評価します。

（2）趣旨・解説

〇放課後児童クラブが「遊び及び生活の場」としての機能を果たすためには、子どもの生活の場としてふさわしい環境を整え、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるような機能を有することが求められます。

〇放課後児童クラブは、子どもが放課後の時間を過ごす場であるため、休息やおやつ・食事等の基本的な生活を保障する機能を備えながら、安全に安心して、疲労の回復や気分の転換ができるくつろぎの場であることが必要です。そのため、ゆったりと過ごせる空間を用意するなど、一般の住まいに備えることが求められる機能をある程度満たす必要があります。

〇放課後児童クラブの施設には、「生活の場」として、衛生及び安全が確保された手洗い場、台所設備、トイレ等のほかに、おやつや食事、自主的な学習活動が落ち着いてできるスペースや設備、子どもが団らんや休息等ゆったりとくつろげるスペース、体調の悪い時等に静養できるスペース等を確保することが求められます。

〇放課後児童クラブは子どもが日常的に遊びを行う場であり、室内・屋外の両方に遊ぶことのできる空間を確保しておく必要があります。

〇室内においては、静かな遊びやごっこ遊び等ができるスペースを設け、活動的な遊びができるスペースには設備、備品等の安全対策を施すなどして子どもが過ごしやすいように空間構成を工夫するとともに、遊びを豊かにするために必要な設備、備品等を備えることが求められます。

〇室内で子どもが心地よく過ごせるように、換気や採光に配慮し、室温や湿度、明るさ等が適切に保たれた快適な環境となるようにすることが求められます。

〇子どもが自習等の学習活動を自主的に行える環境を整えることが必要です。また、備品・図書等を設け、子どもが落ち着いて学習活動に自主的に取り組める環境を整えることも望まれます。

（3）評価の留意点

〇子ども一人ひとりの専用のロッカー（持ち物置き場）や下駄箱を設置するなどの配慮や工夫も望まれるため、そうした取組を確認します。

〇壁面の掲示や装飾が生活の変化や節目に応じたものとなっており、子どもから見やすく整頓された状態が保たれているなどの取組を確認します。

〇空間に余裕のない場合は、机や遊具の置き場所を工夫したり可動式のものを用いるなどして、子どもが動いて遊んだり座って遊んだりできるように空間を工夫しているなどの取組を確認します。

〇静養できるスペースについては、専用のスペースの確保が難しい場合、必要に応じてパーテーション等で仕切る工夫がなされているかを確認します。

〇放課後児童クラブにおける、屋内外の施設整備等の安全な環境整備については、「A⑭」で評価します。

A−1−(2) 放課後児童クラブにおける育成支援

A② A−1−(2)−① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。

【判断基準】

a）子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。

b）子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助しているが、十分ではない。

c）子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助していない。

評価の着眼点

□入所時や長期休み前等に、子どもが放課後児童クラブでの過ごし方を理解できるように工夫している。

□子どもの様子と育成支援の内容を日常的かつ継続的に保護者に伝えている。

□放課後児童クラブに通う事の必要性について、保護者と共に子どもの気持ちに寄り添いながら理解を促している。

□保護者が年度途中の転居以外で退所を検討している際、その理由を把握し、対応を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、放課後児童支援員等が、保護者と共に、子どもの心情に配慮しながら、放課後児童クラブに通うことの必要性を子どもに伝えて理解を促し、子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助しているかを評価します。

（2）趣旨・解説

〇放課後児童支援員等には、子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるように、子どもの様子を細やかに把握して丁寧に関わることが求められます。また、放課後児童クラブに通うことの必要性について、保護者と共に、子どもの心情に配慮しながら理解を促す必要があります。

〇放課後児童クラブに通う意味を理解していても、通い続ける中で子どもに様々な出来事や気持ちの揺れが起きることもあります。放課後児童支援員等は、その時々の子どもの様子に細やかに対応しながら、援助を行う必要があります。

〇子どもが放課後児童クラブに通い続けられるようにするためには、出席の状況や子どもの健康状態等について常に保護者と密接な連携を図ることが必要です。そして、放課後児童クラブでの子どもの様子と育成支援の内容を保護者に日常的に伝えることは、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう支援することにつながります。

（3）評価の留意点

〇入所当初に、保護者・子どもに放課後児童クラブでの過ごし方を伝える場（文書等を含む）を設けているかを確認します。

〇子どもが放課後児童クラブに通えない場合、その理由を把握し、対応が行われているか確認します。

〇保護者に子どもの様子を伝える方法や機会は多様にあるため、人ひとりの子どもの様子を保護者に伝える様々な方法や機会の特徴を理解し、複数の方法や機会を組み合わせて保護者に必要な情報を伝えているか確認します。

〇保護者との協力関係を築いているかについては、「A⑯」で評価します。

A③ A-1-(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。

【判断基準】

a）子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。

b）子どもの出欠席を把握し、適切に援助しているが、十分ではない。

c）子どもの出欠席を把握し、適切に援助していない。

評価の着眼点

□子どもの出欠席について、保護者からの連絡であらかじめ確認している。

□子どもの出欠席について、当日の変更についても確認できるようにしている。

□子どもが保護者からの連絡なく欠席したり来所が遅れたりした場合に、速やかに状況を把握し対応している。

□子どもの所在が把握できない場合の対応を検討し、あらかじめ保護者へ伝えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、子どもの安全と保護者の安心を確保するとともに、放課後児童クラブでの育成支援に見通しが立てられるように、子どもの出欠席の把握状況について評価します。

（2）趣旨・解説

〇子どもの出欠席について、保護者からの連絡をあらかじめ確認しておく必要があります。 出欠席についてあらかじめ確認することで、子どもの放課後児童クラブでの生活についての見通しを保護者と放課後児童クラブとが共有し、継続性を持って育成支援に当たることが可能となります。

〇放課後児童クラブに来るまでの間で発生しうる事故やトラブルの防止や早期発見のためにも、出欠席の事前確認は必要なことです。事前に確認しておくことで、子どもが放課後児童クラブを連絡なく欠席した場合に迅速に対応することができます。そして、そのことは、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう支援することにつながります。

〇なお、事前に予定されている場合以外の欠席の理由の中には、子どもが放課後児童クラブに行きたがらない、放課後児童クラブにおける子ども同士のトラブル等が含まれている場合もあります。保護者からこうした理由による欠席の連絡を受けた際には、子どもや保護者から丁寧に事情を聞き、解決に向けて真摯に取り組むことが求められます。

（3）評価の留意点

〇放課後児童クラブが把握しておくべき、子どもに関する必要事項が記載された台帳・調査票等をもとに、子どもの出欠や来所及び帰宅予定時間、保護者の連絡先等を適切に把握しているか確認します。

〇年間等、利用期間における子どもの利用実績、時間帯を確認できる台帳等を備えているか確認します。

〇出席する予定の子どもが予定の時刻を過ぎても連絡がないまま来所しない場合は、同じクラスの子ども等にその子どもの下校時の様子等を聞き、必要に応じて学校にも尋ねるなど、適切に対応しているか確認します。

A−1−(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援

A④ A−1−(3)−① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。

【判断基準】

a）子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。

b）子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助しているが、十分ではない。

c）子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助していない。

評価の着眼点

□放課後児童クラブでの過ごし方は、できるだけ簡潔でわかりやすいものとし、子どもが理解できるようにしている。

□子ども一人ひとりにとって無理のない過ごし方となるよう配慮しながら、子ども全体に共通するおおまかな過ごし方や生活時間の区切りをつくっている。

□子どもと話し合いながら、遊びや生活の流れや内容を柔軟に活用して子どもが放課後の時間を主体的に過ごせるように援助している。

□子どもが集団の中での過ごし方について自分自身で考えられるように工夫している。

□放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等を保護者に伝えている。

□学校が長期休みとなる期間には、夏休み等ならではの過ごし方や活動の工夫や配慮を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、子ども自身が見通しを持って、放課後児童クラブで無理なく、主体的に過ごせるよう援助する取組・工夫について評価します。

（2）趣旨・解説

〇放課後児童クラブでの過ごし方は、できるだけ簡潔でわかりやすいものとし、子どもが理解できるようにする必要があります。そのためには、来所時や帰宅前に行うこと、集団での生活を円滑に進める上で協力して取り組むべきこと（片付け、整理整頓、係や当番活動等）、遊びやおやつ等の時間や生活の場面での決まりごと等、生活時間と生活全体の見通しを立てる上で必要なことについて、子どもと話し合いながら決めていくことが求められます。

〇子どもと一緒に遊びや生活の流れや内容を組み立て、子どもの状態を見て折々に工夫・改善しながら過ごし方を考えていくことも望まれます。

〇学年ごとの下校時刻や、学校の行事による子ども達の様子の変化を考慮して、無理のない過ごし方となるよう配慮しながら、遊びや生活内容ごとのおおまかな生活時間の区切りをつくることが求められます。

〇保護者の安心のためにも、放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、すべての保護者に随時伝えることが望まれます。

〇夏休みや冬休み、春休み等の長期休みとなる期間は、放課後児童クラブと家庭とのサイクルが基本となるため、夏休み等ならではの過ごし方を子どもと一緒に考え、計画を立てることが望まれます。

（3）評価の留意点

〇学年ごとの下校時間や、学校の行事による子どもたちの様子の変化を考慮して、おおまかな過ごし方や生活時間の区切りをつくっているか確認します。

〇集団の中での過ごし方について、子どもが自分自身で考えられるようにするために、それぞれの時間に何をするのか、なぜ区切りが置かれているのかを子どもに伝えているかなどの取組を確認します。

〇放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等を保護者に伝える際には、年度の初めだけでなく、春休み、新学期（特に1年生の過ごし方等）、夏休み等、過ごし方や生活時間の区切り方が変わるごとに、通信や保護者会等を活用して丁寧に伝えているか確認します。

〇夏休みや冬休み、春休み等の長期休み期間の過ごし方に計画があるかを文書等で確認します。

A⑤ A-1-(3)-② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。

【判断基準】

a）日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。

b）日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助しているが、十分ではない。

c）日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助していない。

評価の着眼点

□日常生活に必要となる基本的な生活習慣の内容を、子どもが理解できるように伝えている。

□健康や衛生に関すること（手洗いやうがい、衣服の着脱等）が身につくよう援助している。

□持ち物の管理や整理整頓等の生活習慣が身につくよう援助している。

□子どもたちが集団で過ごすという特性を踏まえて、集団生活を維持するための活動を分担・協力することを理解できるよう工夫している。

□一人ひとりの発達状況に応じた援助とともに、取り組みやすい環境の工夫をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、子どもが放課後児童クラブでの生活を通して基本的な生活習慣を習得できるようにする取組・工夫について評価します。

（2）趣旨・解説

〇放課後児童支援員等は、子どもが放課後児童クラブにおける生活を通して、基本的な生活習慣を身に付けることができるように援助することが求められます。

〇基本的な生活習慣には、健康や衛生に関すること（手洗い、うがい、衣服の着脱等）、子どもの日常生活に関すること（持ち物の管理、片付け、整理整頓等）、放課後児童クラブでの生活に関すること（集団生活を維持するための活動を分担・協力して取り組むこと等）があります

〇一人ひとりの発達の状況に応じた援助を心掛けるとともに、その必要性を子ども自身が納得し、取り組みやすい環境の中で身に付けていけるように工夫することも望まれます。

〇集団生活を維持するための活動に分担・協力して取り組む際には、それぞれの子どもが取り組んでいることを全員に知らせて、お互いのことを理解できるようにする機会を設けたり、定期的にその内容の改善について話し合ったりすることも望まれます。

（3）評価の留意点

〇片付け、整理整頓、係や当番活動等、集団生活を維持するための活動に取り組む際には、それぞれの子どもが取り組んでいることを、全員に知らせているかどうかを確認します。

〇片付け、整理整頓、係や当番活動等、集団生活を維持するための活動に取り組む際には、定期的にその内容の改善について話し合いの場を設けているかどうかを確認します。

A⑥ A-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。

【判断基準】

a）子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。

b）子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助しているが、十分ではない。

c）子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助していない。

評価の着眼点

□子ども一人ひとりについて、その発達の状況や養育環境の状況等を把握する必要性を理解している。

□年齢や発達の状況、その時々の心身の状況に応じて、子ども自身が遊びを自由に選択できる環境を整えている。

□子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握している。

□一人ひとりの子どもの普段の健康状態や心身の状態についての特徴を把握し、放課後児童支援員等の間でその情報を共有している。

□静養や気分転換が必要なことに気づいた時に、適宜対応できるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、年齢の異なる子どもが放課後の時間を一緒に過ごす場である放課後児童クラブの特性を踏まえて、子ども一人ひとりが発達段階にふさわしい遊びと生活ができるよう援助しているかを評価します。

（2）趣旨・解説

〇来所時には、放課後児童支援員等から声をかけるなど、子どもが安心できるように迎え入れることが望まれます。

〇放課後児童支援員等には、日常の遊びや生活の様子、保護者との連絡等を通して子どもの様子を把握し、子どもの情報について職員間で共有しておくことが求められます。また、一緒に遊ぶ、会話をするなどの子どもとの日常の関わりの中から、子ども一人ひとりの状況や体調、情緒等を把握することが望まれます。

〇その時々の子どもの体調や気分によって、一人で過ごすなど、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることへの理解も望まれます。

〇静養や気分転換が必要なことに気付いた時には、適宜対応することが求められます。また、病気やケガの場合は、状態を把握し、速やかに保護者と連絡をとることが必要です。

〇子どもが遊びに集中したり、ゆっくりくつろいだりできる場所や、思いきり動いたり、時には隠れたりする場所等、活動場所が多様にあることによって、子どもの自発的な遊びの幅はより広がっていきます。年齢や発達の状況、その時々の心身の状態にも応じて、子ども自身が遊びを自由に選択できるような環境を整えることが望まれます。

〇屋外での遊びは、子どもの心身を解放し、運動能力を高めるとともに、子ども同士での遊びを豊かなものにします。放課後児童クラブに通う子どもは、帰宅までの放課後の時間や学校の休業日に放課後児童クラブで過ごすことを考慮して、屋外遊びを行う場所を積極的に確保し、活用していくことが求められます。

〇放課後児童クラブ外の遊びの場を確保することが求められます。学校、公園や児童遊園、児童館、図書館等地域の公共施設等と連携し、それらを積極的に活用することも望まれます。

（3）評価の留意点

〇製作活動や伝承遊び、地域の文化に触れる体験等の多様な活動や遊びを取り入れていることも確認します。

A⑦ A-1-(3)-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。

【判断基準】

a）子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。

b）子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助しているが、十分ではない。

c）子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助していない。

評価の着眼点

□子ども同士で遊びを作り出せるような時間や環境を整え、自発的に遊びを展開できるように援助している。

□意見の対立やけんか等について、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるよう援助している。

□子どもの間でいじめの関係が生じないよう配慮している。

□問題が起きたときには早期対応に努め、保護者や関係機関と連携を取りながら適切に対応するよう努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、放課後児童支援員等が、子ども一人ひとりの思いに配慮しつつ、子どもがお互いを尊重しながら協力し合える関係を築けるように援助しているかを評価します。また、子どもが仲間関係を作り出せるようなかかわりの工夫、自発的に遊びを展開できるように援助する取組について評価します。

（2）趣旨・解説

〇年齢や発達の状況が異なる子どもが一緒に過ごす中では、お互いが「まねをしたり、見守ったり、待ったり、手助けしたりする」などのことが可能になります。その一方で、遊びへの参加、行事の決め方、片付けや掃除の仕方等々を巡って、子ども同士の意見の対立等が起こることもあります。

〇遊びの中で、子どもは、他者と自身の共通性や違いに気付くとともに、自身の欲求と他者の欲求を同時に成立させるすべを見出し、集団での遊びを継続できるようになります。そのような過程を経る中で、お互いの遊びや遊び仲間を認め合い、仲間関係をつくり、広げていきます。

〇遊びや生活の中では、子ども同士の意見が一致しなかったり、わがままがぶつかり合ったり、感情の高ぶりをコントロールできなくなったりして、けんかになることもあります。けんかのきっかけとなる様々な関係、いろいろな感情を知り、そこから仲直りの方法を見つけていく過程は、子どもにとって大切な学びの機会ともなります。

〇放課後児童支援員等は、けんかを解決することのみを優先させるのではなく、お互いの思いを受け止めた上で、子どもの発達の状況等にも配慮しながら、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように援助することが求められます。

〇いじめは、一定の人間関係にある子どもから、心理的・物理的な攻撃を受けたことによって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じていることを指します。一見すると、けんかに見える行為の中にも、その子どもの感じ方に よって、いじめにあたるものもあります。放課後児童支援員等は、普段から子どもたちの様子に十分注意を払い、いじめに当たる行為が行われていないか見極めることが必要です。

〇児童期は、子どもの遊びと遊び仲間の範囲が地域（主に学校区）に広がる時期です。放課後児童クラブの生活の中でも、放課後児童クラブの置かれている環境を有効に活用し、放課後児童クラブの子ども達が地域の子ども達と一緒に遊んだり過ごしたりする機会を設けることが求められます。

（3）評価の留意点

〇放課後児童クラブの子ども達が地域の子ども達と一緒に遊んだり過ごしたりする機会を設けているかなどの具体的な事例を確認します。

〇地域の中の遊びの環境やそれらに関わる事業や人々を具体的に知り、情報を収集しているかなどの取組を確認します。

A⑧ A-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。

【判断基準】

a）子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。

b）子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助しているが、十分ではない。

c）子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助していない。

評価の着眼点

□放課後児童支援員等は子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重している。

□子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築くように努めている。

□行事等を行う際は、子ども同士が意見を出し合う機会を設けている。

□子どもが運営に関わる行事等の活動を行う際には、子どもと保護者に活動の目的や大まかな内容を説明している。

□子どもが運営に関わる行事等の活動を行う際には、子ども自身が運営に関わる際の段取り等を伝えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、放課後児童支援員等が、子どもの情緒や子ども同士の関係に配慮し、子どもの意見を尊重しているかを評価します。また、子ども同士が意見を出し合いながら企画や活動を作り上げていく機会を設けることを援助する取組について評価します。

（2）趣旨・解説

〇児童福祉法第2条では、「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」こととされています。

〇放課後児童クラブでは、子どもの最善の利益を考慮して、育成支援の内容を考える必要があります。

〇放課後児童クラブでは、日頃から子どもの意見に耳を傾けるよう努めるとともに、言語化されていない子どもの思いや感情にも気付けるように努力することで、子どもが悩みや相談事も話せるような信頼関係を築いていくことが望まれます。

〇子どもは、自分で考えること、お互いの意見や感情に気付くこと、話合いによって意見をまとめていくこと、自分達で計画したことに責任を持って実行することなどを通して、多くのことを学んでいきます。

〇行事等を行う際には、子ども同士が意見を出し合いながら企画や活動をつくり上げていく機会を設けることが求められます。その際、放課後児童支援員等には、年齢や発達の状況が異なる子どもが一緒に生活していることに十分配慮した上で、一人ひとりがそれぞれの状況に応じて主体的に参加していけるような配慮や工夫をすることが求められます。

（3）評価の留意点

〇活動の企画・実施の過程においては、子どもの状況を把握して、一人ひとりが無理なく安全に参加できる活動となるような工夫についても確認します。

〇子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるための援助として、子どもからの要望や苦情に、適切に対応することが求められます。子どもや保護者が意見を述べやすい体制の確保については、共通評価基準「Ⅲ−1−(4) 子どもや保護者が意見等を述べやすい体制が確保されている」で評価します。

A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援

A⑨ A-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。

【判断基準】

a)障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。

b)障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めているが、十分ではない。

c)障害のある子どもの受入れに努めていない。

評価の着眼点

□障害のある子どもの利用機会の周知を行っている。

□受入れの判断について、あらかじめ判断の基準や手続等を定めている。

□障害のある子どもの受入れにあたっては、障害特性を理解した上で、子どもや保護者との面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握している。

□障害のある子どもの、個々の状況に応じた施設設備や育成支援の内容、職員体制等の環境の整備に関する配慮等を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、障害のある子どもが、放課後児童クラブを利用する機会の確保に向けた配慮及び環境整備について評価します。

（2）趣旨・解説

〇障害のある子どもの受入れの考え方については、地域社会で生活する子どもの一人として、他の子どもと共に成長できるよう、放課後児童クラブの利用を選択できる機会を保障し、地域社会の中で孤立したり排除されたりすることのないよう援護し、社会の構成員として包み支え合う社会を作ることを目指すことが大切です。

〇障害のある子どもの受入れの考え方に関して、障害のある子どもの権利については、児童の権利に関する条約の第 23 条で定められています。また、障害者の権利に関する条約でも「最善の利益の保障」並びに「意見を表明する権利を保障するための支援を提供される権利」（第7条）、「地域社会で生活する平等の権利の享受」と「包容・参加（インクルージョン）の考え方」（第 19 条）が示されています。なお、同条約第 24 条では、「教育についての障害者の権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保すること」が締約国に求められています。

〇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）では、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等における障害を理由とする差別を解消するための措置等について定められており、放課後児童クラブにおいても法の趣旨に沿った対応が求められます。

〇障害のある子どもが放課後児童クラブを利用する機会を確保するためには、「適切な配慮及び環境整備」を行うことが必要です。具体的には、障害のある子どもが放課後児童クラブを利用できることを周知すること（利用機会の周知）や、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じた施設・設備や育成支援の内容についての工夫、職員体制に関する配慮等があります。

〇障害のある子どもの受入れに当たっては、障害の状態と受入れ体制や環境を見極め、その子どもの最善の利益を考慮して公平性を保って判断することが必要になります。

〇なお、受入れに当たっては、優先利用の考え方や利用手続き等の留意事項に関する厚生労働省の通知「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成 28 年9月 20 日雇児総発 0920 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を踏まえることが望まれます。

（3）評価の留意点

〇障害のある子どもの利用機会の周知や受入れの判断について、入所案内等の文書の記載内容を確認します。

〇子どもの通っていた保育所、幼稚園等と連携及び協力を図っているかを確認します。

〇放課後等デイサービス等、子どもが利用している、あるいはしていた他の事業がある場合には、当該事業所の他、必要な関係機関等との連携及び協力を図っているかを確認します。

A⑩ A−1−(4)−② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。

【判断基準】

a）障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。

b）障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っているが、十分ではない。

c）障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえた育成支援を行っていない。

評価の着眼点

□障害のある子ども一人ひとりの状況や育成支援の内容を記録している。

□記録した内容を、放課後児童支援員等の間で共有している。

□障害のある子どもの育成支援について事例検討する機会を持っている。

□学校を含む他機関との連携を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、障害のある子どもが安全に安心して放課後の時間を過ごし、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるよう、子どもの特性に応じた援助や環境整備を心掛け、丁寧な育成支援を行っているかについて評価します。

（2）趣旨・解説

〇障害のある子どもの育成支援に当たっては、一人ひとりの子どもの状況や育成支援の内容を記録することが必要です。記録することで、子どもの何気ない様子からも子どもの感情や特性に気付くことができ、放課後児童支援員等が自身の関わりについて見直すことにもつながります。

〇記録した内容は、放課後児童支援員等の間で共有し、その後の育成支援の方向性や内容の検討にいかします。障害のある子どもについての個別支援計画を作成する場合は、育成支援の記録が基盤となり、計画の振り返りや見直しにも役立ちます。

〇個別の支援計画を作成する際には、学校において作成される個別の教育支援計画（関係機関等の連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画）や個別の指導計画等を参考にするなど、保護者や学校と連携し、保護者の同意の下で、情報を得たり、方向性を共有したりしながら進めていくことが求められます。

〇障害のある子どもについて個別の育成支援の見通しや計画を立てる場合は、放課後児童クラブ全体としての活動の計画との整合性をどのように図るのかという観点を含めて考えていくことが望まれます。

〇障害のある子どもの育成支援について事例検討する機会を持ち、その中での気付きを共有することにより、子どもについての理解を深め、育成支援の内容の向上にいかすことができます。

（3）評価の留意点

〇障害のある子どもの育成支援を計画的に行っていくためには、放課後児童クラブにおいて、一人ひとりについて個別の支援計画を作成することも望まれます。作成している場合は、その支援計画を確認します。

〇障害のある子どもに関する地域の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくっているか確認します。

〇育成支援の場面での対応の工夫（放課後児童クラブでの活動の場面がわかりやすくなるように空間を工夫する、生活時間の区分や始まりと終わりをわかりやすく工夫する、全体での活動を見守りながらも必要に応じて個別の対応ができるよう職員を配置するなど）について確認します。

A⑪ A−1−(4)−③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。

【判断基準】

a）特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。

b）特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っているが、十分ではない。

c）特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っていない。

評価の着眼点

□放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育等について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげている。

□放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携している。

□児童虐待を発見した後の市町村等への通告の手順や、緊急性があると思われる場合の対応と手順についてあらかじめ定めている。

□要保護児童対策地域協議会及び関係機関の構成員となるなど、関係機関と連携、協力できる体制を構築している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、放課後児童クラブが担う家庭の子育てを支援する役割、特に配慮を必要とする子どもへの対応、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の取組について評価します。

（2）趣旨・解説

〇放課後児童クラブでは、日頃から子どもの心身の状態や突然の変化に気を配り、家庭での養育等について特別の支援が必要な状況を早期に捉えるように努め、適切な支援につなげるようにすることが望まれます。

〇家庭での養育について特別の支援を必要とする状況には、生活の困窮、保護者の病気や障害等による養育困難、ひとり親家庭等で育児と就労の両立が困難な家庭、DV等の問題がある家庭等、様々な理由が考えられます。

〇育成支援を行っていく中で、放課後児童クラブでの生活の場面において特に配慮を必要とする子どもに気付く場合があります。このような場合には、その子どもへの育成支援のあり方を振り返ると同時に、職員同士の気付きを共有して、丁寧にその子どもの状態を検討して対応していくことが求められます。

〇子どもに特に配慮を必要とすることが見られるときには、障害、病気、貧困、児童虐待、いじめ等の個別の問題に起因していることも少なくありません。課題の背景要因についても情報収集と考察を深めながら、保護者、市町村、関係機関等と連携して適切に対応を図っていくことが望まれます。また、外国籍の子どもたちへの配慮も求められます。

〇児童福祉法第 21 条の 10 の5第1項では、「要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない」とされています。要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うことが求められます。

〇放課後児童クラブにおいては、児童虐待の防止等に関する法律第5条（児童虐待の早期発見等）、同法第6条（児童虐待に係る通告）を遵守することが求められています。

〇児童虐待を早期に発見するためには、日常の様々な場面において、子どもの心身の状態（あざや傷、言動の特徴、服装等）に留意するとともに、直接保護者に会う時（子どもの迎えの際等）の気付きも重要です。

〇「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日子家発 20 号第 4 号　子母発 0720 号第 4 号厚生労働省家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）に、放課後児童クラブにおける児童虐待の早期発見等の留意点について記載されているため、これを踏まえることも望まれます。

（3）評価の留意点

〇市町村によっては、放課後児童クラブが要保護児童対策地域協議会の構成員となっていないところがありますが、その際には市町村に働きかけて、放課後児童クラブも可能な限り参画し、関係機関と連携、協力できる体制を構築しようとする取組を確認します。

〇特別な支援を必要とすることは周囲からは見えにくい場合も多くあるため、子どもが家に帰りたがらない、過度におなかを空かせているなどの子どもの様子に目配りしながら、早期発見・早期把握に努めているか確認します。

A−1−(5) 適切なおやつや食事の提供

A⑫ A−1−(5)−① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。

【判断基準】

a）放課後の時間帯におやつを適切に提供している。

b）放課後の時間帯におやつを適切に提供しているが、十分ではない。

c）放課後の時間帯におやつを適切に提供していない。

評価の着眼点

□放課後児童クラブとしてのおやつの役割を考慮して、おやつの提供時間や方法等を工夫している。

□子どもたちの状態等を考慮して、おやつの内容を工夫している。

□落ち着いた環境でおやつを楽しめるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、子ども達の状態等を考慮し、栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供しているかを評価します。

（2）趣旨・解説

〇子どもにとっておやつは、栄養補給（補食）としての役割とともに、気分転換をし、遊びや活動のもとになる活力を充実させる働きもあります。また、おやつの時間は、子ども同士が、一緒になごやかに楽しむひと時でもあります。落ち着いた環境で仲間とともにおやつを楽しむことは、子どもにとって生活の場である放課後児童クラブにおいて、とても大切なことです。

〇おやつの提供に当たっては、子どもの来所時間や夕食の時間、遊びや生活の流れ、子ども達の状態等を考慮し、おやつを提供する時間や内容、量等を考えていくことが望まれます。

〇おやつの内容等については、保護者に伝えることが望まれます。

（3）評価の留意点

〇おやつや食事提供時の事故防止の取組、衛生管理の取組については「A⑬」でそれぞれ評価します。

A⑬ A-1-(5)-②食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。

【判断基準】

a）食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。

b）食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っているが、十分ではない。

c）食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っていない。

評価の着眼点

□食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）の緊急時対応のマニュアルを整備し、全職員に周知している。

□すべての子どものアレルギーの有無を利用開始までに調査し、アレルギーのある子どもについては全職員で情報を共有している。

□食物アレルギーのある子どもへのおやつや食事の提供について、対応方針を定め、定期的に保護者と相談し決定して調整を行ったうえで、子ども・保護者と緊急時の対応を共有している。

□食物アレルギー等の対応方法に関する基本的な事項について、定期的に訓練を実施している。

□窒息事故等がないよう、安全確認を徹底し、危機管理体制を整えている。

□食中毒防止のための点検項目を定めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等の食に伴う事故を防止するための対応について評価します。

（2）趣旨・解説

〇食物アレルギーは、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要があります。

〇食物アレルギーのある子どもへのおやつの提供については、それぞれの放課後児童クラブの設備や職員体制を踏まえて「代替食を提供する」「おやつを持参してもらう」などの対応方針を定めた上で、個々の子どもについての対応と配慮すべき事項について、保護者と相談しながら決めていくことが必要です。

〇放課後児童クラブへの受入れ時には、すべての子どものアレルギーの有無を利用開始前までに調査する必要があります。

〇子どもが食物を摂取する際には、誤配や誤食がないよう、安全確認を徹底し、危機管理体制を十分に整えて提供します。

〇万が一、誤食があった場合には、その場で症状が現れなかった場合にも必ず保護者に伝えることが必要です。アレルギー症状が現れた場合の対応についてはマニュアルに基づく対応を全職員が実践できるように、緊急時を想定した訓練を定期的に実施することも必要です。

〇おやつや食事の提供は、食中毒防止のための点検項目を定め、確認しながら行うことが必要です。

（3）評価の留意点

〇放課後児童支援員等が、食物アレルギーに関する基礎知識、食物アレルギーのある子どもに対する配慮事項や、緊急時に使用する「エピペン®」（アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和する自己注射薬）の使用方法を含めた対応方法等に関する基本的な事項について、継続的に学んでいるか確認します。

〇子どもの食物アレルギーの状況は変化する場合があります。定期的に食物アレルギーの状況や配慮事項を保護者と確かめ合っているか確認します。

〇窒息事故への対応は、食品を食べやすい大きさにして提供し、よく噛んで食べることを指導するなどの取組・工夫についても評価します。また、食べる際の姿勢やおやつの時間（前後を含む）の子どもの様子に目を届かせているか確認します。

A-1-(6) 安全と衛生の確保

A⑭ A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。

【判断基準】

a）子どもの安全を確保する取組を行っている。

b）子どもの安全確保する取組を行っているが、十分ではない。

c）子どもの安全確保する取組を行っていない。

評価の着眼点

□毎日子どもが来所する前までに、施設整備や遊具等の安全点検、整理整頓、清掃等を行っている。

□安全管理に関する点検について、点検項目、点検頻度、点検者を定め、定期的に点検を行っている。

□放課後児童クラブにおける事故やケガの防止や発生時の対応についての方針を策定している。

□子どもの来所経路や帰宅経路における安全確保について、計画及びマニュアルを作成し、保護者に周知している。

□地域組織や子どもに関わる関係機関等に、子どもの来所・帰宅の経路等を伝え、地域の人々の理解と協力を得られるようにしている。

□子どもの主な行動範囲を中心とした地域の中での子どもの行動や環境を把握している。

□子どもの病気やケガの場合、保護者と連絡をとれるようにしている。

□事故やケガが発生した場合、その発生時刻や場所、その内容や対応の経過について正確な時刻の記述も含めて記録している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、事故やケガを未然に防ぐための環境整備について評価します。また、事故やケガが発生した場合に適切な対処を可能とする体制、取組や、来所及び帰宅時の安全確保の状況について評価します。

（2）趣旨・解説

〇放課後児童クラブにおける育成支援は、安全面に配慮するとともに、子ども自身が危険につながる可能性のあることに気付いて対処する、直接の危険に遭遇した時に自分で被害を防ぐあるいは最小限に留めるなど、子どもが自ら危険を回避できるようにしていくことも求められます。

〇放課後児童クラブの中で子どもが遭遇する危険として最も頻度が高いのは、日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガです。施設設備等の些細な不具合が大きな事故やケガにつながる可能性もありますので、施設、設備、遊具、用具、屋外遊びの場所及び遊具等について日常的に安全を確認することが求められます。

〇遊びの場面では、子どもの好奇心や意欲も大切にしながら、危険なことについて子ども自身が考え、判断できるよう援助していくことが求められます。そのため、想定される危険の内容によっては、安全を確保するための行動のあり方について子ども自身が学ぶ機会を設けることも望まれます。

〇子どもの来所及び帰宅時の安全確保に関しては、保護者に子どもの安全が確かめられる帰宅経路を設定するように伝えるとともに、放課後児童クラブもその帰宅経路を把握し、子どもが来所及び帰宅途中の安全に気を付けるように援助することが求められます。

〇放課後児童クラブでは、子どもの遊びや生活の多くが地域の中で行われます。また、子どもが学校から学校外の放課後児童クラブに来所する時や、放課後児童クラブから帰宅する時も地域との関わりを持ちます。自治会等の地域組織や警察をはじめとした関係機関等と連携、協力し、地域で子どもを見守るようにして、来所・帰宅経路等の不審者情報の共有や安全確保のための見守り活動を強化していくことが求められます。

〇子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る必要があります。

〇事故やケガが発生した場合には、応急手当等の初期対応のあり方が非常に重要です。少しの対応の遅れが命に関わることもあるため、放課後児童支援員等は応急手当等の具体的な方法についてあらかじめ学んでおき、いざその場面に直面した際には迅速に対処できるようにし、訓練等もしておく必要があります。

〇事故やケガが発生した場合の対応や連絡方法については、事前に保護者と共有しておくことが望まれます。 重大事故が起きた場合には、放課後児童クラブの運営主体から市町村・都道府県を通じて厚生労働省及び消費者庁に報告することが求められています。

〇事故やケガの発生に至った経緯や事故・ケガの内容、発生後の対処等を記録し、それらの発生した原因や対処のあり方を検証することによって、その後の事故やケガの予防や対応に役立てることができます。

（3）評価の留意点

〇施設設備等については、安全点検表を作成して点検項目や点検頻度、点検者を定め、定期的に点検しているかを確認します。また、点検の結果について記録しているかを確認します。

〇危険なことについて、子ども自身が気づき判断できるよう援助しているか、また、安全を確保するための行動について子ども自身が学ぶ機会を設けているか確認します。

〇安全点検の対象には、近隣の公園に行く場合や遠足等の放課後児童クラブの外で活動する場合の環境も含まれます。遠足等の場合は、行き帰りの経路や現地の状況を、天候や交通事情等も含めて事前に調べるなどの取組を行っているか確認します。

〇放課後児童クラブが把握しておくべき、子どもに関する必要事項が記載された台帳・調査票等をもとに、子どもの来所経路や帰宅経路の把握を適切に行っているか確認します。

〇「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リスト（平成 30 年 7 月）」（平成 30 年 7 月 11 日厚生労働省・文部科学省通知）等を活用して、児童の来所・帰宅経路の安全確保に関する取組の点検を行っているか確認します。

〇帰宅時の子どもの迎えがある場合には、いつ誰が迎えに来るのかを事前に確認しているかを確認します。

〇通常送迎している以外の者が迎えに来る場合には、そのことについて保護者からあらかじめ連絡を受けることを徹底しているか、また、迎えに来た者が確かに保護者から依頼された者であることを確認しているかを確認します。

〇なお、学校施設の利用に関する学校との連携については、「A⑰」で評価します。

A⑮ A-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。

【判断基準】

a）衛生管理に関する取組を適切に行っている。

b）衛生管理に関する取組を行っているが、十分ではない。

c）衛生管理に関する取組を行っていない。

評価の着眼点

□施設整備の衛生に関して、点検項目、点検頻度、点検者を定めている。

□衛生管理に関する点検を定期的に行っている。

□子どもと共に日常の衛生管理に努めている。

□子どもが調理や準備をする際の衛生管理を徹底して行っている。

□放課後児童支援員等の手洗いや爪切り、消毒等の衛生管理を徹底している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、子どもが手洗いやうがい、身体・衣服の汚れへの対応等を日常的に行うなど清潔を保つための生活習慣を身に付けるよう援助し、子どもと共に日常の衛生管理に努めているかを評価します。

（2）趣旨・解説

〇放課後児童クラブは、子どもが集団生活を営む場であるため、日頃から手洗い場（蛇口等）、台所設備、おやつ用の食器、トイレ、下駄箱、床・畳（カーペット）、棚、掃除用具、ドアノブ、玩具等の衛生管理を行います。

〇施設設備等の清掃・消毒については、マニュアルやチェックリスト等を定めて計画的に行うとともに、実施点検した結果について記録することも必要です。

〇放課後児童支援員等は、日常の衛生管理に向けた取組のあり方や感染症や食中毒等の予防と対応等に関する基礎知識を習得した上で、日々の育成支援に当たる必要があります。

〇急な病気や事故に際しての子どもの応急手当のためにAED等も備えておくことが望まれます。

〇放課後児童クラブによっては、おやつ作りをするところもありますので、取り組むべき衛生管理の内容を明確に定めて、それを遵守することが求められます。

〇放課後児童クラブでは、平日のおやつの提供のほかに、学校の長期休暇中の昼食があります。放課後児童クラブによって、食事を提供する場合の提供方法にはお弁当の持参や宅配弁当等の活用、放課後児童クラブでの調理等、様々な形がみられることから、提供方法に応じて、衛生管理の配慮が必要です。

〇子どもがおやつの準備等を放課後児童支援員等と一緒に行う場合は、子どもも手洗い等を行い、爪の状態や傷の有無の確認等をして衛生管理を徹底します。その際には、食品の衛生管理とともに、使用する布きんやまな板等も消毒し、乾燥させるなどして食中毒対策をすることが必要です。

（3）評価の留意点

〇子どもの衛生管理に当たって必要となる医薬品（医薬部外品等）の備えがあるかを確認します。

〇医師の指示により保護者を通じて子どもの医薬品を保管する場合は、適切に管理しているかを確認します。

〇子どもと一緒におやつや食事作りを行っている場合には、取り組むべき衛生管理の内容を明確に定めているか確認します。

A−2 保護者・学校との連携

A−2−(1) 保護者との連携

A⑯ A−2−(1)−① 保護者との協力関係を築いている。

【判断基準】

a)保護者との協力関係を築いている。

b)保護者との協力関係を築いているが、十分ではない。

c)保護者との協力関係を築いていない。

評価の着眼点

□子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。

□保護者が放課後児童クラブの活動や行事に参加、協力する機会を設けている。

□保護者会や保護者が参加する活動や行事の機会を工夫して、保護者同士の交流の場を設けている。

□保護者が放課後児童クラブの運営に協力する関係を築いている。

□宿題への対応について、保護者と共通の理解を持てるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、放課後児童クラブが保護者との協力関係を築くための取組について評価します。

（2）趣旨・解説

〇放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要です。

〇子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することは、保護者が放課後児童クラブに信頼を寄せ、放課後児童支援員等に子どものことについて話しやすい関係も築かれるなど、子どもを見守る視点を家庭と放課後児童クラブとで補い合うことにもつながります。

〇連絡帳や迎えの際の会話等では、保護者の声に真摯に応えることを心掛けて、子育てのこと等について保護者が相談しやすい関係づくりに努めることが求められます。

〇保護者から相談があった場合、保護者の気持ちを受け止め、子どもと保護者の安定した関係が維持できるように配慮しながら、理解や共感に基づいた説明や助言等を行うことが望まれます。

〇保護者は、活動や行事に参加したりする中で、自分の子どもだけでなく、放課後児童クラブ全体の子どもの様子やその関わりを知ったり、放課後児童クラブについての理解をより深めることができます。そのためには、保護者が放課後児童クラブの活動や行事に参加あるいは協力する機会を設けるなどの取組を行うことも望まれます。

〇保護者同士が交流したり子育てについて協力したりできるようにすることも、放課後児童クラブに求められます。保護者会や保護者が参加する活動や行事の機会を工夫するとともに、父母の会等の保護者組織の活動についても積極的に支援し、連携していくことが望まれます。

〇宿題については、保護者の考えを聞き、保護者と放課後児童支援員等が共通の理解を持った上で、子どもが自主的に取り組めるようにすることが求められます。

（3）評価の留意点

〇育成支援の状況や子どもの様子について保護者に説明する機会を設け、理解を得られるための取組を行っているかについて確認します。具体的には、通信や保護者会等を利用して放課後児童クラブの様子を保護者に定期的に伝えるなどがあります。

〇保護者からの相談への対応は、個人の情報が守られていることを前提として成り立つものです。個人情報の保護、知り得た事柄の秘密保持に留意し、遵守しているか確認します。

〇保護者が放課後児童クラブの活動や行事、保護者会等へ参加することは、就労状況や家庭の状況等の理由によっては負担となる場合もあることから、行事や活動の日程、時間、頻度について、保護者の状況や意向に配慮した工夫を行っているかについて確認します。

〇放課後児童クラブは、公立公営、公立民営、民立民営等、設置・運営形態が多様であり、その設置・運営形態により保護者の関わり方が異なることに注意が必要です。

A-2-(2) 学校との連携

A⑰ A-2-(2)-① 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。

【判断基準】

a）子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。

b）子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っているが、十分ではない。

c）学校との連携を図っていない。

評価の着眼点

□子どもの生活の連続性を保障するための学校との情報交換や情報共有を日常的に図っている。

□毎日の子どもの下校時刻や学校の行事等の予定について、学校と情報交換し、連携している。

□子どもの来所経路や帰宅経路における緊急時の連絡方法について、学校と情報交換し、連携している。

□子どもに関する情報を提供をしたり情報を得たりする際の、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ学校と取り決めている。

□子どもや家庭の状況に変化や問題が生じた際には、連絡調整ができる関係を学校と構築している。

□学校との連携に関する担当者を置いている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、放課後児童クラブが、安全面も含めて学校と情報交換や情報共有を行い、子どもの生活の連続性を保障するための取組について評価します。

（2）趣旨・解説

〇学校との連携を図るためには、放課後児童クラブの事業案内や行事の予定、放課後児童クラブに在籍する子どもの名簿等を届けるなどして、放課後児童クラブでの生活の様子を学校に伝えます。

〇学校から授業時間や年間行事の予定と学校だより・学年だより等を知らせてもらいます。

〇特に1年生については、環境の変化が大きいことを考慮して、4月当初は緊密な連携を図ることが大切です。

〇学校からの下校時刻に加え、学校行事等の予定をあらかじめ把握することは、下校後の子どもの心身の変化に気付き、細やかに対応できるようにするためにも必要なことです。

〇子どもが放課後児童クラブに来所する予定だったのに来ていない、体調が優れないなど、何か変化や問題が生じた際には、学校とすぐに連絡調整ができる関係を構築しておくことが求められます。

〇学校との情報交換や情報共有は日常的に行う必要があるほか、行事等で交流したり連携の窓口担当者同士が面談したりするなど、定期的な情報交換や情報共有、交流等の機会を設けることも重要です。

〇学校施設の利用に当たっては、学校の理解と協力が不可欠です。放課後児童クラブの市町村の担当部局と教育委員会の間において連携、協力の方針について確認した上で、放課後児童クラブが学校と日常的に交流を深め、協力関係を築くことが望まれます。特に、学校敷地内、あるいは学校に隣接している放課後児童クラブの運営においては、学校の施設管理・運営と密接な関わりを持つことになるため、協力関係を築くことがより一層重要になります。

〇学校施設を利用する際は、利用のルール、事故やケガ、器物破損が生じた際の取り決めについて、事前に学校と協議しておくことも必要です。

（3）評価の留意点

〇公開授業や学校行事に参加するなどして、学校での子どもの様子を知る機会を積極的に作る取組を行っているかを確認します。

〇学校、放課後児童クラブそれぞれの担当者同士が面談する機会を、年間を通して定期的に設けているなどの取組を確認します。

〇子どもの学校行事や時間割等について、学校と書面等を活用し、共有されているかを確認します。

〇学校の校庭、体育館や余裕教室の利用については、学校や教育委員会、市町村の担当部局と連携を図るなども考えられます。

A-3 子どもの権利擁護

A-3-(1) 子どもの権利擁護

A⑱ A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

a)子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

b)ー

c)子どもの権利擁護に関する取組の徹底が十分ではない。

評価の着眼点

□職場倫理を具体的に明文化している。

□放課後児童クラブにおける虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止と早期発見について、明確な規定を設けている。

□職場倫理を研修等で共有し、遵守状況を確認している。

□職員による子どもの権利の侵害や虐待とみなされる行為の禁止について研修等を実施し、職員間で共有している。

□権利侵害の早期発見と対処のための具体的な取組を定めている。

□子どもに影響のある事柄について、子どもが意見を述べ、参加することを保障している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（1）目的

〇本評価基準は、放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童支援員等が、「児童福祉法」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」等において規定されている子どもの人権を尊重することについて理解した上で、子どもや保護者の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重して事業の運営と日々の職務に当たっているかを評価します。また、育成支援の場における虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の防止と、子どもの人権や尊厳を守る責務の遵守のための取組について評価します。

（2）趣旨・解説

〇放課後児童支援員等は、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を行うように努めなければなりません。そして、子どもが、放課後児童クラブを「安心して通い続けられる場」「自分を守ってくれる場」と認識して通えるようにすることが求められます。

〇放課後児童クラブの運営主体は、そこで働く全職員に求められる倫理（「職場倫理」）を明示し、全職員がこれを自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要があります。職場倫理は、育成支援に関わる全職員が共通に守るべきものとして位置付けられます。

〇放課後児童クラブにおける虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為は決して許されません。このことについて、「放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）第 12 条では、「放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」とされています。ここで児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為とは以下を指します。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）より

（第 7 節　被措置児童等虐待の防止等）　第 33 条 10 より抜粋

一　被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二　被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

三　被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

四　被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

〇なお、上記の三「生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置」とは、放課後児童クラブ内の子どもによる特定の子どもに対するいじめを放置すること等を指します。職員には、子どもの人権や尊厳を守る責務があり、これらの行為も職員の子どもに対する保護の怠慢・ネグレクトといういわゆる虐待に該当することに留意する必要があります。

〇放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約第2条の規定に基づき、その運営や育成支援に当たって、子どもや保護者に、国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いをしてはなりません。

〇2019 年６月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化されました（2020 年４月施行）。放課後児童クラブにおいても、保護者と共に、体罰によらない子育てを推進していくことが求められます。

〇また、児童の権利に関する条約第 12 条及び、放課後児童クラブ運営指針第３章１（４）⑥、第７章２（１）では、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障することが求められています。

（３）評価の留意点

〇職場倫理は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して明文化されているかを確認します。

〇職場倫理を、「運営主体の指示があるから」「法律や社会的な道徳に規制されているから」という受け身の考えだけで理解すると、実際の場面では行き詰ってしまうことがあります。守るべき職場倫理についての共通理解を支えにして、一人ひとりが自主的に考えること、職場倫理を支えにして協力し合うことを促す取組・工夫が行われているかにについて確認します。